

# 令和2年10月建設業法施行規則における主な改正の概要

(1) 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準について  
 (第3条及び第7条(法第7条)関係)

経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は

①及び②の要件を満たすものとする。

## ① 適切な経営能力を有すること

適正な経営能力を有するものとして、(イ)又は(ロ)のいずれかの体制を有するものであること。

(イ) 常勤役員等のうち一人が(a1)、(a2)又は(a3)のいずれかに該当する者であること。

※常勤役員等：法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその者又は支配人をいう。以下同じ。

- (a1) 建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- (a2) 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経営業務を管理した経験を有する者
- (a3) 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

(ロ) 常勤役員等のうち一人が(b1)又は(b2)のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、(c1)、(c2)及び(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。

- (b1) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
  - (b2) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者
  - (c1) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
  - (c2) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
  - (c3) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者
- ※ (c1) (c2) (c3) は一人が複数の経験を兼ねることが可能

## ② 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること

★ 令和2年10月1日以降の「更新」申請においても、適切な社会保険に加入していない場合は、許可することができませんのでご注意ください。

(趣旨)

### 経営業務管理責任者の配置規制の見直しに関する方向性について(案) 国土交通省

個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有することを求めることとする。

国土交通省令で定める基準に適合する者として①、②の両方を満たす者であることを求める予定。

①建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと。

(1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者

(従来の「経営業務管理責任者」)

<同一工種> ・役員等5年 ・執行役員等5年 ・経営業務補佐経験6年

<他工種> ・役員等6年

※ 上記の要件を緩和することについても今後検討

(2) 建設業の経営に関する経験又は管理職の経験を通算5年以上有している者

<経験の拡大>

(3) 建設業以外の業種の経営に関する経験を5年以上有している者

<対象業種の拡大>



○役員を補助する者の配置

…建設業の経営業務を補佐してきた経験を有する者等を役員を補助者として相応の地位に配置する

②適切な社会保険に加入していること

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はない。